第１節　火山災害に強いまちづくり

（全部局）

第１　基本方針

地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。

県内には浅間山、焼岳、御嶽山、乗鞍岳、横岳、アカンダナ山の６火山、隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼山、妙高山、弥陀ヶ原の４火山の合計１０の活火山があり、比較的当市に近い火山としては焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、新潟焼山となるが、距離的には爆発・噴火による甚大な被害を被る危険性は少ないものと推測される。

しかし、爆発・噴火の規模によっては降灰等の被害も予想されるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第２　計画の内容

１　現状及び課題

県内には、概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が６つあり、火山噴火等に係る災害から地域、市民並びに観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

特に、近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

２　実施計画

（１）火山災害に強いまちの形成

ア　必要に応じ、警戒避難対策の推進、市民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。

イ　登山者や旅行者等、火山を訪れる人々に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。

ウ　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。

エ　大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

オ　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

（２）火山災害警戒地域の指定

火山災害警戒区域を区域に含まれない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当協議会に参加できる。

火山災害警戒地域（平成28年2月22日県指定）

火山名	県名	市町村
浅間山	長野県、群馬県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、

		長野原町、嬬恋村
焼岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
乗鞍岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
御嶽山	長野県、岐阜県	上松町、木曽町、王滝村、高山市、下呂市
草津白根山※1	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市
弥陀ヶ原※2	富山県	富山市、上市町、立山町

※1 草津白根山の防災会議協議会に山ノ内町は任意で参加している。
※2 弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。

（３）火山災害に対する建築物等の安全性の確保

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

（４）ライフライン施設等の機能の確保

上下水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（５）降灰対策

火山噴火に伴う降灰が市民生活等に及ぼす支障の軽減に努める。

（６）災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上と、人的ネットワークの構築を図る。

第２節　災害発生直前対策

（危機管理課）

第１　基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

なお、火山災害については、その活動状況から噴火等の災害発生の危険性をある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要である。また、要配慮者が迅速に避難等できるよう対策を講じることが必要である。

第２　主な取り組み

１　火山の異常（噴火警報・予報等）を把握した際の市民、登山者等に対し、わかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制を整備する。

２　噴火警報・予報で発表される噴火レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。

第３　計画の内容

１　噴火警報・予報等の市民、登山者等に対する伝達体制の整備

火山活動等に異常がみられ、噴火警報・予報、降灰予報等及び火山の状況に関する解説情報が発表された場合には、市民、登山者等に対して情報を迅速に伝達する。

また、気象台、県、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

２　特別警報発表時の周知措置

県、消防庁等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合、又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、登山者等、所在の官公署に周知する措置を取る。

なお、周知のあたっては、関係事業者の協力を得つつ、同報系防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等のあらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

３　避難誘導体制の整備

（１）火山噴火等により、市民の生命、身体等に危険が生じる恐れのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるようあらかじめ避難計画を作成する。

（２）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運営事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（３）指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第３節　情報の収集・連絡体制

（危機管理課・情報交通課・観光課）

第１　基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を講じることが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備と、情報が確実に伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第２　主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。

２　市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性及び確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めることが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

（２）実施計画

ア　県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。

イ　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施することとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

ウ　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

エ　公共施設（情報センター、学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの活用を図る。

カ　総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

キ　「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

ク　情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

ケ　意見聴取・連絡調整のため、災害対策本等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

コ　噴火警報・予報、火山に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備する。

２　情報の分析整理

市・県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、

情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化と市民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3　通信手段の確保

（1）現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、使用不能となるケースがあった。災害対策において、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段を多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

（2）実施計画

ア　防災行政無線については、機器の定期的な検査等を行い円滑な通信の確保を図る。

イ　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

ウ　災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ｓ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ　全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第４節　活動体制

（危機管理課、企画財政課、観光課）

第１　基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

第２　主な取組み

１　職員の配置活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）現状及び課題

災害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

（２）実施計画

ア　職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を検討する。

イ　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等を整備するとともに、マニュアルに基づく訓練を実施する。

ウ　応急対策全般への対応力を高めるため、国の研究機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

エ　発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

２　組織の整備

（１）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要である。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　災害対策基本法第１６条に基づき大町市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画に基づき対策を実施する。

イ　火山防災協議会

国、県、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

（ア）弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

３　防災中枢機能等の確保

（１）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する防災機能の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動者の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等、非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（２）実施計画

ア　防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する防災機能の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合を想定し、防災中枢機能の復旧、代替機能の確保体制の構築を図る。

（ア）災害対策本部が被災し機能しない場合の代替施設の確保策を検討する。

（イ）市有施設の診断を行い、必要に応じ改修、整備を行う。

イ　長期間の停電や、通信途絶を想定した設備の整備、強化を検討する。

４　複合災害への備え

（１）現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難となる可能性を認識し、備えを充実する。

（２）実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等の可能性に留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、早期の外部への支援の要請についても検討する。

５　業務継続性の確保

（１）現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（２）実施計画

ア　業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

イ　実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保とともに、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や、計画の評価・検証等を踏まえるとともに、状況の変化等に応じた計画や体制の見直しを行う。

第５節　避難対策

（全部局）

第１　基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり、土石流等が反復する継続的災害となる場合も予想される。その場合、長期間にわたって、災害と「向き合う」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第２　主な取組み

１　火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導体制を強化する。
２　土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は、一時的な避難施設を整備する。

第３　取組みの内容

１　情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化

（１）基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし、避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

（２）実施計画

ア　災害の長期化が予想される場合には、市、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や市民にいち早く伝達され、市民が迅速に避難するとともに、現場で応急対策を行う防災関係業務の従事者等が、避難できるようソフト面、ハード面の整備を行う。

イ　市は、避難指示等の発令基準の設定、市民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。

ウ　災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。市民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当っては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

２　一時的な避難施設の建設

市及び県は、火山活動の活発化、降灰等による被害が予想される場合等に、一時的に市民等が避難できる施設を整備する。

第６節　安全確保対策

（全部局）

第１　基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように、火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。

また、災害が長期化した場合には、市民の生活を確保するため、応急仮設住宅等を建設する。場合により、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第２　主な取組み

１　安全確保のため、的確な情報を得るよう監視体制を整備する。
２　市民生活の安定を確保するため、必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
３　将来の復興を考慮した計画的な応急対策を実施する。

第３　取組みの内容

１　火山泥流、土石流等に対する安全確保対策

（１）基本方針

監視等より得られる情報を、早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。

（２）実施計画

火山活動の情報に基づき、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備する。

２　応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

（１）基本方針

災害が長期化した場合には、安定した市民生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅を建設等する。

（２）実施計画

ア　応急仮設住宅

（ア）災害救助法が適用された場合

a　県に対し、市有地又は私有地を提供し、応急仮設住宅を整備する。ただし、私有地を提供する場合は、市は敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

b　県の委任を受けて、市は公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

c　被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

（イ）災害救助法が適用されない場合

a　必要となる応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

b　建設用地を確保する。ただし、私有地については、（ア）ａのただし書きを準用する。

c　応急仮設住宅の設計を行う。

d　建設業者との請負契約を行い、建設工事を施工する。

e　工事監理、しゅん工検査を行う。

ｆ　入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。
ｇ　応急仮設住宅の維持管理を行う。

イ　災害公営住宅
被災地域で５００戸以上、若しくは、当市域内で２００戸以上又は１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

ウ　既存の公営住宅の再建
既存の公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

３　将来の復興を考慮した対策
継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要があり、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合がある。
市及び県は、連携を図り応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が復興の第一歩となるよう対策を講じる。

第７節　被災者の生活支援対策

（全部局）

第１　基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響が及ぶことが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、必要により、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第２　主な取組み

１　被害継続中において生活支援等の被災者支援策を実施する。
２　被災施設の復旧等、復興を図る措置を講ずる。

第３　取組みの内容

１　生活支援等の被災者支援策

（１）基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業再開の見通しが立たない、さらには農地の荒廃に伴い農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道を断たれ、生活再建が困難となる場合も予想されることから、被災者の生活再建のためには、早期かつ積極的な支援策が必要となる。

（２）実施計画

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため次の支援策を検討する。

ア　生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
イ　住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
ウ　事業活動の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
エ　再就職の確保と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

２　被災施設の復旧等、復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響が生じている場合、市及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮したうえで、地域全体の復興のため総合的、広域的な対策を講じる。

また、公共施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。

第８節　観光地

（危機管理課、観光課）

第１　基本方針

御嶽山噴火災害のように災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、国、県、関係機関が連携し対応する。

第２　主な活動

１　火山災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など、災害発生時の防災環境づくりに努める。

３　火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。

第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、火山災害時の観光客への避難体制を整備する。

（２）災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

（３）弥陀ヶ原火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ関係者等に周知を図る。

（４）火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

（５）消防機関は、観光客の救助活動にあたり、大町警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

２　外国人旅行者の安全確保

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。

３　登山者等の安全確保

（１）火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。

（２）火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。また、速やかな下山を支援する。